



30 高文書第 281 号
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例(平成 13 年 3 月 27 日条例第 2 号)(以下「条例」という。)第 35 条第 2 項の規定に基づき、本県の個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、下記のとおり諮問します。

平成 31 年 1 月 22 日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 条例の改正に関する事項

(1) 改正の趣旨

県民サービスの迅速な提供や、南海トラフ地震等緊急時の機動的な対応を念頭においた事務事業の円滑な遂行等に係る新たな仕組みづくりに必要となる個人情報の収集、利用及び提供、要配慮個人情報の収集の規定について、必要な改正を行うもの。

(2) 改正内容

別添新旧対照表及び資料のとおり

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県個人情報保護条例（抜粋）

高知県個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(1)の2 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(1)の3 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

- (3) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会（第35条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (5)の2 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第1項第4号の2及び第5号において同じ。）から提供を受けて収集する場合であって、収集することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会（第35条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報

に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

5 略

(利用の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4)の2 事務事業の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することにつき相当の理由がある場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

- (5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用する場合であって、利用することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要が

に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

5 略

(利用の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用する場合であって、利用することにつき相当の理由があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要が

ある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報（以下「情報提供等記録」という。）を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

3 略

（提供の制限）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4)の2 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があり、かつ、提供を受ける者が事務事業の執行に必要な限度で利用し、本人又は第三者の権利利益を不

ある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報（以下「情報提供等記録」という。）を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

3 略

（提供の制限）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

当に侵害するおそれがないとき。

- (5) 前号に規定する場合のほか、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することにつき特別な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2・3 略

- (5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することにつき特別な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2・3 略

事務事業の円滑な遂行等に向けた新たな仕組みづくり

(個人情報保護条例の収集、利用及び提供に関する規定の改正)

1 個人情報の収集

現行の規定の課題

本人からの収集が原則

(条例第8条第4項)

- ・本人収集の例外として、県の他の実施機関から提供を受けて収集することはできるが、市町村等から収集できる規定が定められていない。
- ・市町村等から収集するためには、制度委員会から意見を聴取し、公益性、個人の権利・利益の侵害のおそれについて審査を受けることになるが、迅速性に欠ける。

対応の必要性・事例

- ・事務事業の円滑な遂行に支障

事例：中卒進路未定者情報（収集元：市町村）

県が県内の中学校から、中卒進路未定者の情報を収集し、「若者サポートステーション」に提供することで、学校教育から継続して進路支援を行う取り組みを実施しているが、市町村立の中学校からの情報の提供が得られる場合でも、直接には情報の収集をすることができない。

- ・南海トラフ地震等発生時に機動的に対応するためには、市町村をはじめとする行政機関相互の個人情報の迅速な収集、提供の仕組みを整えておく必要がある。

対応策

○条例の例外規定を追加

国及び地方公共団体等は、法及び条例により個人情報の厳格な取扱いが定められており、これらの団体との間で個人情報を収集することに相当の理由がある場合に限り、収集可能とする規定を追加し、迅速な対応を可能とする。

2 個人情報の利用及び提供

現行の規定の課題

個人情報取扱事務の目的以外の利用・提供は原則禁止

(条例第9条第1項・第10条第1項)

- ・目的外利用・提供の禁止の例外として、同じ実施機関内での利用又は市町村等へ提供できる規定が定められていない。
- ・このため、県で保有している個人情報を、国からの通知等により、同じ実施機関内での利用又は市町村等に提供する必要がある場合、本人同意を得るか、制度委員会から意見聴取し公益性、個人の権利・利益の侵害のおそれについて審査を受けることになるが、迅速性に欠ける。

対応の必要性・事例

- ・事務事業の円滑な遂行に支障

事例：臨時福祉給付金の支給に係る対象者情報（提供先：県⇒市町村）

国からの通知に基づき、全国一律に市町村が支給することとなる給付金を支給するにあたり、県が保有する支給対象となる者の情報（例：原爆被害者等）については、本人の同意を得るか、制度委員会から意見を聴取しないと、その情報を提供することができない。

- ・南海トラフ地震等発生時に機動的に対応するためには、市町村をはじめとする行政機関相互の個人情報の迅速な収集、提供の仕組みを整えておく必要がある。

対応策

○条例の例外規定を追加

国及び地方公共団体等は、法及び条例により個人情報の厳格な取扱いが定められており、同じ実施機関内又はこれらの団体との間で個人情報を利用・提供する場合に、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、事務の遂行上必要な限度で利用・提供する場合であって、かつ、利用・提供することに相当の理由がある場合に限り、提供可能とする規定を追加し、迅速な対応を可能とする。

3 要配慮個人情報の収集

現行の規定の課題

原則、収集禁止（第8条第3項）

- ・現行条例では、要配慮個人情報が不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性が高いことから、以下の例外を除き、本人の同意があっても収集できないこととしている。
- ・本人同意がある場合であっても、制度委員会から意見を聴取し、公益性、個人の権利・利益の侵害のおそれについて審査を受けることになるが、迅速性に欠ける。
- ・緊急時に収集する必要性が生じた場合への対応が不可能

（例外規定）

- ①法令等に定めがあるとき
- ②公安委員会等が個人の生命等の保護、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持を目的に収集するとき
- ③個人情報保護制度委員会の意見聴取のうえ、必要があると実施機関が認めるとき

事例

1 本人同意に基づく収集

【事例】

身体障害がある方や病気のため服薬等を要する方が、県の施設を利用する場合、職員が万一の事態に備えるためであったとしても、障害の程度、病歴等の要配慮個人情報を収集することができない。

2 緊急事態等

【事例】

急病、事故、災害等の緊急かつやむを得ない場合であっても、要配慮個人情報を収集することができない。

対応策

1 本人同意の例外規定を追加（原則、収集禁止は維持）

本人の同意がある場合は、収集可能とする規定を追加することにより、迅速な対応を可能とする。

2 緊急事態等の規定の追加

個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、収集可能とする規定を追加することにより、緊急時に収集する必要性が生じた場合への対応を可能とする。

※国の行政機関に適用される行政機関個人情報保護法においては、要配慮個人情報の収集について特に厳格な規制を行う旨の規定を設けていない。

※民間の個人情報取扱事業者に適用される個人情報保護法においては、要配慮個人情報の収集について本人の同意を原則としている。

※個人情報保護制度委員会の開催は概ね年3回

※個人情報保護法・・・「個人情報の保護に関する法律」

※行政機関個人情報保護法・・・「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」